

木のねっこ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この任意団体の名称は、木のねっこという。

(所在地)

第2条 この団体の所在地を次のとおりとする。

広島県廿日市市上平良233番地2

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、学校に行かない、行けない、または自然に興味のあるこどもに対して、自然体験、アート、農作業などの活動を通して、子どもたちが自ら育つ環境を提供し、また、地域の方と連携し、多世代多文化交流を行い、共に育ち、社会の未来を担う子どもの生命が個性豊かに自らによって表現され、生きる力となり、心身ともに健やかに成長することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 非営利活動に係る事業

- ①木のねっこ事業
- ②kinonekko学院事業
- ③子どもと地域の交流事業
- ④上記事業に関する情報提供事業
- ⑤その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 個人一口10,000円 団体一口100,000円
- (2) 賛助会員 年会費 個人一口3,000円 団体一口30,000円

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 顧問 1人
- (3) 監査役 1人

(選任等)

第12条 代表及び監事は、総会において選任する。

2 監事は、代表又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 顧問は、この団体の補佐や指導を行う。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 代表の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 代表の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、代表に意見を述べ、若しくは総会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 代表又は監事のうち、その定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第17条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業の変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第21条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、第20条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、または電磁的方法をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 役員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第23条、第24条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成する。

第6章 役員会

第27条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の管理)

第29条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第30条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第32条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 代表は、毎事業年度終了後概ね2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第34条 本団体の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日までとする。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事務局)

第36条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第37条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第8章 規約の変更

(変更)

第38条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。附則1この規約は、令和6年11月1日から施行する。

第9章 設立年月日

第40条

この団体の設立年月日は、令和6年11月1日とする。